

「栃木県台風 18 号等災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 栃木県共同募金会

1 趣旨

台風18号等による大雨により家屋の浸水や倒壊等の災害が発生し、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、壬生町、野木町に災害救助法が適用されました。栃木県共同募金会は(以下「本会」という。)この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

栃木県台風 18 号等災害義援金

3 受付期間

平成 27 年 9 月 14 日(月)から 12 月 30 日(水)まで

4 義援金受付方法

① 足利銀行

- 支店名: 県庁内支店(店番号 102) ○ 口座番号: 普通預金5018312
- 口座名義: 社会福祉法人 栃木県共同募金会 栃木県台風 18 号等災害義援金
- 振込手数料: 本支店窓口からの振込手数料並びに全国の地方銀行の本支店からの振込手数料は、無料となります。ATM 及びインターネットバンキングによる振込は有料となります。

② 栃木銀行

- 支店名: 本店営業部(店番号 001) ○ 口座番号: 普通預金1125946
- 口座名義: 社会福祉法人 栃木県共同募金会 栃木県台風 18 号等災害義援金
- 振込手数料: 本支店窓口からの振込手数料は無料となります。ATM 及びインターネットバンキングによる振込は有料となります。

③ ゆうちょ銀行

- 口座記号番号: 00190-3-324034
- 口座名義: 栃木県共同募金会 台風18号等災害義援金
- 料金等: 振替料金は免除となります。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、栃木県へ拠出し県が設置する義援金配分委員会で決定され被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

(税の軽減を受けるためには、義援金の領収書等の添付など所定の手続きが必要です。)

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は平成 27 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この改正は平成 27 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この改正は平成 27 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この改正は平成 27 年 11 月 24 日から施行する。

お問い合わせ先

栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
栃木県共同募金会 電話:028-622-6694